

笛吹市都市計画審議会運営規程第 11 条の規定により次のとおり会議録を作成する。

- 1 開催日時 平成 24 年 6 月 29 日（金）13：30～14：40
- 2 会 場 笛吹市役所南館 3 階第大会議室
- 3 出席委員の氏名（敬称略）
 - ◇都市計画審議委員
関本藤一郎、大山勲、内藤武寛、志村直毅、若狭美穂子
三枝宣子、荒川利通、丸山正視、河野侯光
 - ◇事務局
〈まちづくり整備課〉
薬袋課長、宮川リーダー、大木主査、古屋主任
〈甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 建設課〉
石原事務局長、角田課長、河西課長、佐藤課長補佐、堀口補佐、
小田切補佐、土肥係長
 - ◇欠席委員 若杉成剛、赤岡勝廣、山下政樹
 - ◇傍聴者 1 名
- 4 次第及び議事
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 会長選出
 - 4 会長あいさつ
 - 5 議事
 - 議事録署名委員の指名 丸山正視委員、荒川利通委員
 - (1) 笛吹川都市計画 ごみ処理場の決定
報告事項
 - (1) バイオマス、緑地の決定について
 - (2) 景観計画（案）について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 5 議 事 録 別紙会議録による

平成24年度 第1回 笛吹市都市計画審議会会議録

発言者	内 容
司 会	<p>ただ今より、平成24年度 第1回 笛吹市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思います。 恐れ入りますが ご起立ください。 「相互に礼」 ご着席ください</p> <p>本日は、委員12名のところ、9名のご出席をいただいております。笛吹市都市計画審議会条例 第6条第2項に規定されている「過半数の出席要件」に達していますので、本会が成立しておりますことを、報告させていただきます。 また、3名の委員は、「所要のため欠席」の旨のご連絡がございましたので、報告いたします。</p> <p>次に、本審議会の担当職員を紹介いたします。各自自己紹介をお願いします。</p> <p>それでは、「平成24年度 第1回都市計画審議会」を始めさせていただきます。まちづくり整備課薬袋課長よりごあいさつをいただきます。</p> <p>● まちづくり整備課長あいさつ</p>
司 会	<p>続いて、資料の確認をさせていただきます。 まず、事前に送付いたしました各種資料につきましては、ご持参いただけましたでしょうか。 次に、追加資料として、本日、お席に「次第」、「席次表」、「各種資料一覧」を用意させていただきました。 資料については別紙に一覧があります。 不足している資料がございましたら、用意いたしますのでお知らせください。 よろしいでしょうか。 続いて会長の選出を行います。 本審議会の会長については、市条例第5条第2項に基づき「学識経験のある者につき任命された委員」より定めることとしています。 お手元の資料に名簿があります、 この中で、学識経験者の中からの選出となりますがいかがでしょうか。</p> <p>事務局一任の声</p>

委員	<p>それでは、事務局案としては、これまでの実績等を考慮した中で、以前より会長を務めていただいている委員にご依頼したいと考えています。 いかがでしょうか？</p>
司会	<p>異議なしの声</p> <p>それでは、委員、会長をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。 笛吹市都市計画審議会規程 第3条第2項の規定により、会長が「議長」となり、議事の進行をしていただきます。 議長をよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは続きまして会長よりごあいさつを戴きます。よろしくお願ひします。</p> <p>会長あいさつ（省略）</p> <p>議事を進行するに先立ちまして、笛吹市都市計画審議会運営規程第10条第2項に基づき、本日の議事録署名委員の指名を行います。 よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日は、審議事項が1件あります。 内容は、平成24年6月20日付にて笛吹市長より諮問のありました「笛吹川都市計画ごみ処理場の決定について」の審議となります。 それでは、審議事項の第1号議案「笛吹川都市計画 ごみ処理場の決定」について、審議します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局説明（省略）</p> <ul style="list-style-type: none">① 過報告等 （まちづくり整備課 担当）② ごみ処理場の概要（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合）
会長	<p>只今、事務局からの説明がありました。 何かご意見・ご質問がございますか。</p>
委員	<p>ごみ処理場の規模の根拠（焼却施設 369t/日 処理施設 67t/日）はどのようなになっているか？</p>

事務局	<p>平成 29 年度における人口推計から算出している。 山梨県の廃棄物処理計画に基づいた中、平成 29 年度のごみの排出量を算出し稼働日数等から日量を出している。 リサイクル施設についても同様となっている。</p>
委員	<p>緑化についてはどのように進めていくか考え方を教えて戴きたい。</p> <p>基本的には県の緑化条例に基づく緑地率 20%が最小限の値となっている。 敷地内における法面、造成をした平地は植林、空地等について緑化に努めていくよう考えている。現時点では約 45%となっている。</p>
会長	<p>図をみると石積みのようなものがあるが災害等に対してはどのようになっているか。 また、地域要望施設については地域で要望しているものはどんなものか。</p>
事務局	<p>石積み等は、雨水調整池となっており災害時の安全確保をする施設となっている。 その他コンクリート構造物があるが全て緑化をおこなうこととしています。 地域要望施設については温泉施設を予定している。 地域の方々が交流の拠点となるような施設としている。</p>
委員	<p>この地域についてはかつて間門川の洪水で死者が出たといった話を聞いたことがあるが、対策はどのようになっているか。</p>
事務局	<p>間門川には、今ある水量以上のものは流さないこととしている。それ以上のものに関しては雨水調整池に流し、間門川の水量が減少したところで徐々に放流するといったこととしています。</p>
委員	<p>盛土や客土についての対応は。</p>
事務局	<p>造成等については構造計算がされている。その中で安全値の以内であれば大丈夫となっている。</p>
委員	<p>かつて石和町内で、大規模小売店舗の立地計画があった時、その雨水排水がどうなるのか？敷地に隣接する 2 つの河川では処理しきれないことが予想されるため調整池を設置して戴きたいと都市計画審議会で要望し設置したことがあった。</p>
委員	<p>意見書への見解について、1 つ目の意見に対して見解はあまりはっきりした</p>

事務局	<p>回答になっていないが考え方を教えて戴きたい。</p> <p>建設費については当初より安くなっている。DBO方式は建設、今後 20 年間の維持管理費も含めた中で発注している。</p> <p>現時点では落札した業者が新たな会社を立ち上げ運営していくこととなっている。</p>
委員	<p>見解を出したときと現在では状況が変わっているので、今後はそういった情報公開を出来るように努めて戴きたい。</p>
委員	<p>施設への侵入路はどのようになっているか。</p>
事務局	<p>施設の北側から調整池の横を通る道が1つ。もう一本が県道から侵入する道を今後市道として整備していくこととしています。</p>
会長	<p>その他、ご質問・ご意見は、ございませんか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。当局の原案どおり決定してもよろしいでしょうか。</p> <p>挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>本審議会の意見として、当局の原案どおり異議ないものとして、市長に答申いたします。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第1号議案の審議を終了いたします。</p> <p>ここで、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の方々には退席となります。本日はありがとうございました。</p> <p>(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合退席)</p>
事務局	<p>次に、報告事項として事務局より説明をおねがいします。</p> <p>それでは報告事項として2点ほど説明をさせて戴きます。</p> <p>次回諮問予定案件についてとなります。</p> <p>一つ目は緑地についてとなります。</p> <p>さきほどごみ処理場の説明時に使用した資料2のA3図面をご覧ください。</p> <p>オレンジの区域内、緑部分を除いたエリアを今後緑地(緩衝緑地)として決定する</p>

	<p>予定としています。</p> <p>経過報告の中でも説明をしましたが、廃棄物は人々が生活する中で恒久的に生じるものです。ごみ処理場は、俗に言う迷惑施設であり隣接地に緩衝緑地を決定することにより、周辺住民の住環境の保全を担保するといった理由になります。</p> <p>続いて、バイオマスセンターについてです。</p> <p>笛吹市石和町砂原地内において、(仮称)バイオマスセンターの建設を計画しています。位置については市マスタープラン 111 ページに記載があります。</p> <p>バイオマスセンターとは、市内で排出される生ごみや、剪定枝等の処理を行い堆肥化する施設となります。この施設は都市施設ではごみ処理場に該当するため都市計画決定を行います。</p> <p>今後、都市計画法に基づく手続きを実施することになりますが、現在は素案の作成段階であり、県と協議中です。</p> <p>以上、2 つの案件については今後、住民説明会、公聴会、法定縦覧等法的手続きに入り次回の都市計画審議会で決定手続きをおこなう予定としています。</p> <p>続いて、景観計画について説明をおこないます。事前に配布したお手元の資料をご覧ください。</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日に景観法に基づく『景観行政団体』となり、これまでの経緯として、平成 22 年度には市民懇談会の意見を元に基本方針を策定し、その後平成 23 年度には市役所内関係部局による庁内検討委員会、学識経験者等により組織されている策定委員会を経て今回の案が仕上がった形となっています。</p> <p>この景観計画(案)については、7 月 2 日より約 1 ヶ月間にわたり市によって定められているパブリックコメント制度を活用し、市民の皆様の意見を聞く予定となっています。</p> <p>また、本計画(案)については景観法第 9 条第二項において、『都市計画審議会の意見を聴かなければならない』となっています。</p> <p>そのため次回の都市計画審議会において審議案件となります。</p> <p>委員の皆様には、次回までに内容をごらん戴き意見を戴きたいと考えています。以上報告事項となります。</p>
会 長	報告案件について意見等はございますでしょうか。
委 員	新山梨環状道路について現在都市計画決定手続きが進んでいるところですが、今後詳細な設計・建設になる中で路線構造を盛土や高架で施工することについても景観計画で配慮はできないものか。

事務局	<p>景観計画については、実際の施工に対してどのようにしたらよい等といったことは出来ない。市としては景観を維持していく上での理念・方針を示すこととなる。</p> <p>事業者に対しては、景観計画に沿った形で施行していただくといった意見を述べていくことが役目となる。</p>
委員	<p>さきほど委員が述べたことに関しては事務局としてはどのように対応していくのか。</p>
事務局	<p>いただいた意見については、現在市の中では多方面から関連意見が出ている状況である。</p> <p>今回の件は、都市計画審議会の意見として扱い、市長への答申内容とは別に扱っていきたいと考えている。</p> <p>皆さんの賛同がいただければ志村委員を中心に意見内容を整えて行きたいと思うがよろしいか。</p>
委員	<p>委員賛同</p>
事務局	<p>それではまとめていくこととします。</p>
会長	<p>以上で報告事項を終了とします。</p> <p>その他として何か委員のみなさま意見等がありますか。</p> <p>なければそれでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。</p> <p>進行を事務局に戻します。</p>
事務局	<p>会長様。議事の進行ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録につきましては、速やかに作成し、後日改めて議事録署委員である</p> <p>本日指名をした委員にはご署名を頂きに参ります。あくまでも要点をまとめたなかで</p> <p>署名をいただきにまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次回の審議会は 12 月の下旬を予定しています。お忙しい時期ではありますが、</p> <p>早めの通知等によりご連絡させて戴きます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>